

入院中の患者に係る対診・他医療機関受診 の取り扱いについて

平成21年12月18日の中医協基本問題小委において、入院中の患者に係る対診・他医療機関を受診する際の診療報酬の算定の考え方について整理案を示した。

関係者からの意見を踏まえ、さらに見直しを行ったので、再度提示する。

対診の整理案については、前回の提案内容と同様となっているが、入院中の他医療機関受診の取扱いについては変更している。

(参考資料P 1～4)

入院中の患者に係る対診・他医療機関受診の取扱い

原則：他医療機関での診療の必要が生じた場合は、転医又は対診を求めること。

入院中の患者に係る対診の取扱い

(入院中の患者に係る対診の費用について)

現状

○算定可能 △一部算定可能 ×算定不可 ー想定外

出来高病棟

	A医療機関(患者入院中)	B医療機関
初・再診料/往診料	ー	○
診療行為に係る費用	○ ※1	× ※1

特定入院料等算定病棟

	A		B
	包括部分	包括外部分	
初・再診料/往診料	ー		○
診療行為に係る費用	× ※1	○ ※1	× ※1

対診

整理案

出来高病棟

	A	
初・再診料/往診料	—	
診療行為に係る費用	○	※1

	B	
初・再診料/往診料	○	
診療行為に係る費用	×	※1

特定入院料等算定病棟
DPC対象病院

	A	
	包括部分	包括外部分
初・再診料/往診料	—	
診療行為に係る費用	×	※2
		○ ※1

	B	
初・再診料/往診料	○	
診療行為に係る費用	×	※1

対診

※1 AからBに合議で精算
 ※2 DPC対象病院の場合、Bが提供する診療行為を含めて診断群分類が変更される場合がある。

入院中の患者の他医療機関受診の取扱い

(入院中の患者の他医療機関受診の費用について)

現状

眼科等の専門的な外来診療を受ける場合
(特定入院料等に含まれる診療が行われた場合に限る)

特定入院料等算定病棟

	A医療機関(患者入院中)	
	包括部分	包括外部分
初・再診料	—	
診療行為に係る費用	— ※1	—

B医療機関

○ ※2、3

外来

DPC対象病院

	A	
	包括部分	包括外部分
初・再診料	—	
診療行為に係る費用	×	×

B

× ※3

整理案

出来高病棟

	A	
初・再診料	— ※4	
診療行為に係る費用	— ※4	

	B	
	○ ※2	

特定入院料等算定病棟

	A	
	包括部分	包括外部分
初・再診料	—	
診療行為に係る費用	— ※1	—

外来

	B	
	○ ※2、3	

DPC対象病院

	A	
	包括部分	包括外部分
初・再診料	○ ※5	○ ※5
診療行為に係る費用	× ※6	○ ※5

	B	
	× ※3 ※5	

- ※1 特定入院料については70%を控除した点数を算定
- ※2 医学管理、在宅等は算定できない。
- ※3 「ガンマナイフによる定位放射線治療」、
「直線加速器による定位放射線治療」は算定可能。

※4 入院基本料については30%(案)を控除した点数を算定

- ※5 AからBに合議で精算
- ※6 DPC対象病院の場合、Bが提供する診療行為を含めて診断群分類が変更される場合がある。